

## 芦屋市条例第 2 1 号

### 芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

芦屋市議会委員会条例（平成 1 6 年芦屋市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠席等の届出) 第 1 2 条 (略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の <u>8 週間</u> (多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	(欠席等の届出) 第 1 2 条 (略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の <u>6 週間</u> (多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。